

OSS に関する著作権法上の係争事例

2010/12/1

(株)リコー

グループ技術開発本部

グループ技術企画室

知財標準化戦略室

稲葉 清高

全体ストーリー

- ◆ シロートの語る法律入門
 - 契約と著作権
 - ソフトウェアは著作権法で保護されるのか?
 - バイナリも著作権保護の対象?
 - 違う言語に書き換えると二次著作物?
 - 実務上での困りごと
- ◆ 個別事例の説明

契約と著作権

- ◆ 民法の二大スター「物権」と「債権」
- ◆ 物権 - あまねくみんなにその権利を主張できる。
- ◆ 債権 - 契約を結んだ二者間のみで有効。
 - その代わり、基本的にはどんな約束でもできる。
 - 二者間で結んでなくても自動的に発効することもある。
 - 不法行為、事務管理 etc
- ◆ ライセンス違反が単なる「契約違反」なら、二者間のみで有効。

基本的なこと

- ◆ コンピュータソフトウェアは、著作権法で保護される？
 - 昔はそこまで明確なことではなかった。
 - 現在は、日米ともに明確化されている。
 - 例えば米国では 1976 年改正著作権法で明記
- ◆ バイナリは、著作物？
 - 昔はそこまで明確なことではなかった。
 - 現在は、どうでしょう？

バイナリは著作物である!

- ◆ Apple Computer, Inc. v. Franklin Computer Corp., 545 F. Supp. 812, 812 (E.D. Pa. 1982)
 - もともと「ピアノロールは著作物ではない」という判例があった。
 - だったら、ROM の中身も著作物ではないだろう。
 - -> 1976 年法の作成過程で変わった、と結論。

違う言語で書き換えても二次著作物

- ◆ Whelan Associates v. Jaslow Dental Laboratory, Inc., 797 F. 2d 1222 (3d Cir. 1986)
 - EDL言語で書かれたものを Basic 言語に「移植」(厳密には移植のみではないが)
 - いわゆる SSO (Structure-Sequence-Organization) 論が出てくる。(純粹な「表現」よりアイデアに近いものの保護)
 - -> この判決自身は「若干、著作権を広げすぎ」と言われる

事業面で困ること

- ◆ 損害賠償?
 - 無償で配っているから、あまり大きくない。
 - Apple vs Mirror Worlds の特許係争なら 6 億ドル
- ◆ 販売差し止め?
 - 結果が出るまでにそれなりの時間がかかる。
- ◆ 輸入差し止めの仮処分
 - 海外に拠点を持つ会社の場合、これが一番困る。
- ◆ ブランドの毀損

ということで、個別ケース

- MySQL v. NuSphere
- Netfiler v. Sitecom
- BusyBox v. Monsoon Multimedia
- Jacobsen v. Katzer

MySQL v. NuSphere

- ◆ マサチューセッツ連邦地裁 (Massachusetts District Court), 2002 /11
- ◆ 何が起きたか?
 - マサチューセッツにある NuSphere 社は GPL の条件に従わず、“NuSphere MySQL Advantage” を配布
 - スウェーデンにある MySQL AB (ここがもともとの MySQL の著作権者) が NuSphere 社を著作権および商標侵害で訴える。
- ◆ 結果は?
 - 二社間で、著作権および商標に関して和解。
 - この途中で Saris 判事は著作権に基づく差し止め処分の請求を却下。

Netfilter v. Sitecom

- ◆ ミュンヘン地裁 (Landgericht Muenchen) 2004/5
- ◆ 何が起きたか?
 - ドイツにある Sitecom GmbH が Sitecom ブランド (本社はオランダ) の通信機器に、netfilter/iptables というソフトウェア (こからは GPL) を入れて販売した。
 - Netfilter の著作権者の一人である Welte 氏が訴える。
- ◆ 結果は?
 - 仮処分による通信機器の販売の差し止めが認められる。
 - 両者間で和解。GPL の添付、EULA の修正など。

Educaffix vs CNRS

- ◆ パリ大審院 (Tribunal de grande instance de Paris、日本での地裁), 2007/5
- ◆ 何が起きたか?
 - CNRS から Educaffix は Baghera の所有権譲渡、しかしその一部に GPL で保護されたソフトウェアを含んでいた。
 - Educaffix は GPL により、契約で示された配布条件を満たせない事の確認を裁判所に求める
- ◆ 結果は?
 - TGI は GPL で言うところの “as a whole” が Baghera に及ぶと結論、契約の解除を認める。しかし、損害賠償請求は認めない。

Freebox vs FSFE

- ◆ パリ大審院 (Tribunal de grande instance de Paris), 2007/6
- ◆ 何が起きたか
 - Iliad は Freebox というセットトップボックスを顧客に「貸与」、この中に GPL ソフトウェアが入っている。
 - これを “distribute” だとして、FSFE (Europe) らが提訴。
- ◆ 結果は
 - まだ審理中 (最新は 2010/3/26 の証人喚問)

BusyBox v. Monsoon Multimedia

- ◆ 南ニューヨーク連邦地裁 (Southern New York District Court), 2007/9
- ◆ 何が起きたか?
 - Monsoon Multimedia は HAVA TV STB に BusyBox (GPLv2) を使用。
 - 掲示板で、BusyBox が使われているとの書き込みあり。
 - BusyBox の著作者である Andersen 氏が代理人の SFLC を通じ、著作権侵害について通達するが、返答がなく、裁判所に訴えた。
- ◆ 結果 (和解内容) は?
 - 遵守状態に持っていくことだけが訴訟の目的ではない。
 - Monsoon Multimedia に Open Source Compliance Officer を置くこと。
 - 和解金 (金額は公開されず) を支払うこと。
 - (勿論) ソースコードを開示すること。

FSF vs Cisco Systems

◆ 何が起きたのか...

- 裁判自身は、一連の Busybox 関連のものと一緒に。
- もともと、Cisco が開発したソフトウェアではない。
 - 買収した会社 (Linksys) の製品に入っていた。

◆ 結果は

- Busybox 一連のものと一緒に。

Jacobsen v. Katzer

- ◆ 連邦巡回区控訴裁判所 (The Court of Appeals for the Federal Circuit, CAFC) 2008/8
- ◆ 何が起きたのか?
 - Jacobsen 氏は、Katzer 氏が OSS (Artistic License) をそのライセンス条件に従わずに、商業ソフトウェアに入れ販売したと主張し、仮処分をカリフォルニア連邦地裁に求める。
 - 連邦地裁は、仮処分の申請を却下。
 - 米国法では、差し止めの仮処分は著作権侵害の場合に通りやすいが、契約違反では通りにくい。
 - CAFC へ控訴
 - 本来 CAFC は特許権侵害を扱う裁判所だが、Katzer 氏の反訴に OSS に特許侵害ありが含まれていたため。

Jacobsen v. Katzer (contd.)

- ◆ 何が争点になったのか？
 - Artistic License に従わないという事が、著作権侵害にあたるのか、それとも単なる契約違反であり、不法行為に基づく損害賠償請求ができるだけなのか？
- ◆ 結果は？
 - Artistic License は権利行使可能な条件である。
 - これを受けて和解、和解金 10 万ドルを支払う。

Thank you!

